総務部長
決裁印

役務等支出負担行為要求書

調達要求番号	艦修 4
科 項	艦船整備費
目	艦船修理費
目 細分	艦船修理費（艦船整備・雑役）

要求欄

平成　年　月　日

会計課 課長	会計課 室長	会計課 補佐	会計課 係長	会計課 係	関係課（室）	要求元 課長等	要求元 補佐	要求元 供用官	要求元 係
						（印：水請）	（印：野々上）	（印：中塚）	（印：水野）

行為名称	算出内訳	時期、場所、人員、その他
機動船11・13号年次検査・修理	2隻	仕様書のとおり

納期 26.12.19

総額	

備考

課室名	訓練課舟艇係	要求者氏名	水野　広一	電話番号	内線 2600

調達欄

室長	補佐	係長	係

契約方式	一般・指名・随意	根拠法令	会計法第29の 3 第　項 予決令第　条第　項第　号
選定業者		契約条件	
予定価格	総額　円	算出の基礎	

調達説明日時	平成　年　月　日　時　分
入札日時	平成　年　月　日　時　分

機動船　１１．１３号 年次検査・修理仕様書		艦　修　４
品　　　　　名	数　量	内　　訳
機動船１１号年次検査・修理	１　隻	船体部・機関部
機動船１３号年次検査・修理	１　隻	船体部・機関部

１　総　則

適用範囲

本仕様書は、防衛大学校で所有する機動船１１．１３号の年次検査・修理について適用する。

２　一　般

（１）回航等

本船の年次検査・修理を実施する契約相手方の造船所又は修理地（以下「造船所等」という。）が、横須賀市又は三浦市の場合は、現係留地及び造船所等間の回航は官側が実施する。

ただし、造船所等への離着岸は契約相手方の支援を受けるものとする。これ以外の所在地にある造船所等への回航は、官側が立会い、契約相手方が実施するものとする。

（２）保安等

ア　安全管理は契約相手方の責任において措置するものとし、官側に故意又は重大な過失がない限り、発生した事故等について官側は一切その責任を負わないものとする。

イ　契約相手方は、本役務実施中、機動船及び備品等に損傷を与えないように処置するとともに、必要に応じて[立入禁止]、[点検実施中]等の表示を行い、事故防止に万全を期するものとする。

なお、万一、機動船及び備品等に損傷を与えた場合は、現場を保全した上で、速やかに契約担当官等に届け出て指示を受けるものとし、無断で修復等を行ってはならない。

ウ　本役務履行上、必要となる器材及び消耗品は契約相手方の負担とする。また、本役務により生じた交換部品等の廃材は契約担当官等の確認を得た後、発生材調書を添えて官側の指定する場所に集積もしくは契約相手方の責任において処分するものとする。

エ　契約相手方は、本役務全般において守秘義務を負うものとし、本役務で知りえた官有施設及び装備品に関する一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

（３）官給材料

ア　官給材料は「官給材料明細表」のとおりとする。

イ　官給材料の引渡し場所は官が特に指示するもののほか、防衛大学校走水海上訓練場とする。

3　修理等

修理内容については別紙１及び別紙２「年次検査・修理要領書」のとおりとする。

（1）引用文書

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲において、本仕様書の一部をなすものであり、見積書又は入札書の提出時における最新版とする。

ア　防衛省規格（規定のないものは日本工業規格）

イ　船舶検査規則及び同試験実施細則

ウ　自衛艦工作基準

エ　機動船１１号及び１３号取扱説明書

（2）材　料

ア　本修理に使用する材料は、防衛省規格又は日本工業規格によるものとし、やむをえず両規格外の材料を使用する場合は、官側の承認を受けるものとする。

イ　塗料は防衛省規格又は官側の指示によるものを使用する。

ウ　修理地への回航及び船舶検査規則に基づく検査に必要な燃料、潤滑油等は、官側の負担とする。

4　検査

（1）船舶検査規則（防衛省訓令第５３号）及び本仕様書に基づき実施する。

（2）検査諸試験は、契約後速やかに検査行程表を提出し、仕様書又は３－（１）項の各引用文書により実施するものとする。各検査は検査の３日前までに契約担当官等に申請するものとし、修理要領書に官側立会が定められてあるものは試験要領案をあわせて提出する。

5　図書等

（1）修理報告書

本仕様書５－（２）・（３）を合わせ修理報告書（検査成績表）とし、２部を本役務終了後速やかに官側に提出する。（Ａ４版左綴）

（2）写　真

本仕様書に定める検査、計測及び修理の状況写真又は画像資料１部を本役務終了後、速やかに官側に提出する。

写真：Ｌ版・ファイルＡ４版左綴りとする。

画像資料：Ａ４版用紙に写真Ｌ版と同等の大きさを貼りつけるものとする。

（3）入渠記録一式

入渠記録は官側が用意する。

6　その他

（1）本役務は、９月上旬から１１月下旬までの期間を目途とし、開始および終了の時期を契約担当官等と協議の上調整するものとし、契約相手方は行程表を作成し官側に提出するものとする。

（2）上架期間の目途については下記に示すとおりとする。

ア　機動船１１号　９月上旬から９月中旬

イ　機動船１３号　１１月上旬から１１月下旬

（3）本仕様書に疑義が生じた場合又は、本仕様書に定める役務を行っても本来の機能が復旧しなかった場合、契約相手方は不具合対策表（様式任意）を作成して契約担当官等と協議するものとする。

別紙１

機動船１１号年次検査・修理要領書

Ｉ　船体部

表１に示す部品を用意し、以下の検査・修理の際に交換する。別途、交換を要する部品が発生した場合は官側に報告するものとする。

表１

項目	品名	番号等	数量	官給
2 (1)	船底塗料	シーグランプリＦＲＰ（４kg缶）	４缶	○
2 (2)	ペラクリン		１式	
4	保護亜鉛	φ25	2個	○
6	サンドペーパー類		１式	

１　上下架及び滞架修理

（１）上下架

船体を安全に上架させ、修理終了後、下架させる。主要寸法、排水量、上下架回数及び滞架期間は表２のとおりとする。

表２

主要寸法 (m)	長　さ	幅	深　　さ	喫　水
	９．５	３．１	１．３５	１．７
排　水　量	３．０トン			
上下架数	１　　回			
滞架期間	中　３　日			
船　　質	Ｆ　Ｒ　Ｐ			

（２）船底外板の清掃

塗別線以下の船底外板全面（推進器、推進軸、同軸受、舵板を含む。）２８㎡のスクレープを行い、真水洗いを行う。

（３）塗別帯の清掃研磨

両舷（外舷）塗別帯の真水洗いを行い、汚れ部分及び塗別線部（２．１㎡）のコンパウンド掛け、清掃研磨を行う。

（４）盤木移設

適宜の時期に盤木を移設し、清掃、研磨及び塗装を行う。

２　船底塗装

（１）塗料の種類、塗装面積及び塗装回数は表３のとおりとする。塗装前に官側立会いによる船底確認を行う。

表３

塗料の種類	面積（㎡）	回　　数	延面積（㎡）	官給量（kg）
船底塗料	２８	２	５６	１６

（2）プロペラ、推進軸及びシャフトブラケットにペラクリンを塗布する。塗布に当たってはペラクリンの使用上、必要な処置を塗布面に施す。

3　船体（構造物）

船体構造物の汚れ部分の真水洗いを行う。

4　保護亜鉛

表4に示す保護亜鉛を交換する、交換後導通試験を行う。

表4

形式	寸法（㎜）	取付位置	数量
ＺＩＮＫ	φ25	推進器及び軸	2個

5　検　査

次に示す各部の目視検査を行い、検査成績書を官側に提出する。

（1）スタンデングリギン類

（2）ランニングリギン類

（3）バラストキールの締付状態

（4）マスト電食状況及び外観の状態

（5）ラダーの状態

（6）各セールの状態

6　木部（露天部）

表5に示す木部を、サンドペーパーで表面の汚れを除き、滑らかに仕上げる。

表5

名　　称	面　積　（㎡）	数　　量
オーナーズ　チェアー	１．０	2個
露天甲板　後部デッキ	２．５	1式

Ⅱ　機関部

表6に示す部品を用意し、以下の検査・修理の際に交換する。別途、交換を要する部品が発生した場合は官側に報告するものとする。

表6

項目	品名	番号等	数量	官給
	防食亜鉛	27210-200300	2個	○

シリンダ及びシリンダヘッドの防食亜鉛を交換する。

機動船１３号年次検査・修理要領書

Ⅰ　船体部

表１に示す部品を用意し、以下の検査・修理の際に交換する。別途、交換を要する部品が発生した場合は官側に報告するものとする。

表１

項目	品名	番号等	数量	官給
2 (1)	船底塗料	シーグランプリＦＲＰ（4㎏缶）	４缶	○
2 (2)	ペラクリン		１式	
4	保護亜鉛	φ25	２個	○
6	サンドペーパー類		１式	

１　上下架及び滞架修理

（１）上下架

船体を安全に上架させ、修理終了後、下架させる。主要寸法、排水量、上下架回数及び滞架期間は表２のとおりとする。

表２

主要寸法 (m)	長　さ	幅	深　さ	喫　水
	９．５	３．１	１．３５	１．７
排　水　量	３．０トン			
上下架数	１　回			
滞架期間	中　３　日			
船　　質	Ｆ　Ｒ　Ｐ			

（２）船底外板の清掃

塗別線以下の船底外板全面（推進器、推進軸、同軸受、舵板を含む。）２８㎡のスクレープを行い、真水洗いを行う。

（３）塗別帯の清掃研磨

両舷（外舷）塗別帯の真水洗いを行い、汚れ部分及び塗別線部（２．１㎡）のコンパウンド掛け、清掃研磨を行う。

（４）盤木移設

適宜の時期に盤木を移設し、清掃、研磨及び塗装を行う。

２　船底塗装

（２）塗料の種類、塗装面積及び塗装回数は表３のとおりとする。塗装前に官側立会いによる船底確認を行う。

表３

塗料の種類	面積（㎡）	回　数	延面積（㎡）	官給量（kg）
船底塗料	２８	２	５６	１６

（2）プロペラ、推進軸及びシャフトブラケットにペラクリンを塗布する。塗布に当たってはペラクリンの使用上、必要な処置を塗布面に施す。

3　船体（構造物）
船体構造物の汚れ部分の真水洗いを行う。

4　保護亜鉛
表4に示す保護亜鉛を交換する、交換後導通試験を行う。

表4

形式	寸法（㎜）	取付位置	数量
ＺＩＮＫ	φ25	推進器及び軸	2個

5　検　査
次に示す各部の目視検査を行い、検査成績書を官側に提出する。
（1）スタンデングリギン類
（2）ランニングリギン類
（3）バラストキールの締付状態
（4）マスト電食状況及び外観の状態
（5）ラダーの状態
（6）各セールの状態

6　木部（露天部）
表5に示す木部を、サンドペーパーで表面の汚れを除き、滑らかに仕上げる。

表5

名　称	面　積　（㎡）	数　量
オーナーズ　チェアー	１．０	2個
露天甲板　後部デッキ	２．５	1式

II　機関部

表6に示す部品を用意し、以下の検査・修理の際に交換する。別途、交換を要する部品が発生した場合は官側に報告するものとする。

表6

項目	品名	番号等	数量	官給
	防食亜鉛	27210-200300	2個	○

シリンダ及びシリンダヘッドの防食亜鉛を交換する。

官 給 材 料 明 細 表

工事番号	艦修　4
船　名	機動船11.13号年次検査・修理

供用官	担当官
(中塚)	(水野)

番　号	部品番号	品　名	備　考	数量	単位	用　途
機動船11号						
船体部						
2(1)		船底塗料	シーグランプリFRP(4kg缶)	4	缶	
4		保護亜鉛	φ２５	2	個	
機関部						
		防食亜鉛	27210-200300	2	個	
					小計	
機動船13号						
船体部						
2(1)		船底塗料	シーグランプリFRP(4kg缶)	4	缶	
4		保護亜鉛	φ２５	2	個	
機関部						
		防食亜鉛	27210-200300	2	個	
					小計	
	合　計					

防 衛 大 学 校